

世界金融・経済危機と EU 諸国の対応

鈴木 宏昌

2008 年秋から急速に世界に波及したアメリカ発の金融・経済危機は EU 諸国にも及び、この地域の実体経済にも深刻な影響を与えている。EU 圏における景気は昨年秋以降急激に落ち込み、雇用情勢の悪化がかなり目立っている。ここ 20 年ほど世界経済を引っ張り、優位モデルであったアメリカ型の市場主義（とくに、グローバル化を基盤とするアメリカの企業戦略）の威信は経済危機により EU 諸国において大きく揺らいだことは確かである。国により温度差はあっても、規制緩和と市場機能の活性化による経済効率の追求と経済成長、つまりアメリカ・モデルは EU 諸国でも近年強い吸引力を持っていた。旧来の福祉制度を維持しながら、いかに経済効率を高めるかは多くの EU 諸国が取り組んできた課題であった。その取り組みを類型化すれば、①市場原理を重視するイギリス型、②規制あるいは調整された市場であるドイツ・フランス型、③フレキシビリティを追求するデンマーク・オランダ型、と分類することが可能である。

イギリスでは 1980 年代以降、規制緩和や市場機能（とくに、金融市場）を重視する方向性が明白になり、企業統治や雇用保障などの面ではアメリカ型に近づいた。ただ、所得などの格差の拡大には批判的で、最低賃金や公的社会保障などのセーフティ・ネットが整備されている点でアメリカとは異なる。ドイツやフランスにおいては、市場は法律や労使関係により一定の規制あるいは調整がなされるべきという社会的なコンセンサスがあるように思われる。たとえば、アメリカや日本で 1990 年代に吹き荒れたコーポレート・ガバナンスの議論はドイツやフランスでは本格的に議論されなかった。これらの国では、従業員は企業のステーク・ホルダーであることは自明であり、従業員に対しては正当な理由なき解雇は認めないとする手厚い雇用保障の伝統がある。ドイツにおいては、従業員の経営参加は共同決定法や経営組織法などにより昔から制度化されている。その上、強力な労働組合が存在することにより、雇用や労働条件の決定は団体交渉による労使の共同決定が原則である。フランスでは労働組合の交渉力は弱い、法律により、高い水準の最低賃金、労働時間、雇用保障などが定められ、企業が自由に雇用・

労働条件を決める範囲は限られている。現在 EU レベルで注目を集めているデンマーク・オランダ・モデルはもともと強い労使自治の伝統を受け継いでいる。効率性のために労働市場における流動性を認め、その代わり職業訓練と失業保険を徹底的に充実させる。個人の労働者の技能の向上こそが雇用のセキュリティと考える。労働者個人の能力向上と選択を重視する意味では市場型ながら、教育訓練、失業期間の所得補償には日本やアメリカの 10 倍以上の公的支出を行う。市場の効率性と個人の能力開発への手厚い制度の担保はアメリカ型の自己責任の市場主義とは対極的な位置づけとなる。

アメリカ発の経済危機により市場放任主義の失敗が明らかになった今日、わが国が EU の経験から学ぶことはなんだろうか？ 私は次の 2 点が重要と考える。①まず、セーフティ・ネットとしての雇用保険、職業訓練、そして生活保護の整備である。昨年末以来、雇用情勢の深刻化の中で、失業者の大半が雇用保険でカバーされていないことが明らかになった。福祉国家とは失業・疾病など個人の意思ではどうにもならないリスクに対する公的な保障が整備されていることである。実効性のあるセーフティ・ネットがない社会は福祉国家の資格を失う。②雇用政策の基本は個人の働く能力の向上（良い意味での個人のエンプロイアビリティの向上）であることを考えると、実効性のある職業訓練と教育の構築が急務であると考えられる。わが国では、雇用政策は国あるいは地方自治体の責任範囲と見なし、これまで個人の視点が欠如していた。訓練や教育を嫌がる人に押し付けても効果はないので、訓練や教育メニューの選択は個人に任せる必要がある。しかし、個人が選択をするためには教育・訓練期間中の所得補償が整備されていなければならない。教育・訓練保険という形で保険料を企業から徴収し、わが国の教育・職業訓練制度の再構築は考えられないだろうか？ 職業訓練の柱は企業の現場での実習が効果が高いので、業界団体と企業を巻きこむ仕掛けを用意することが重要である。国全体で、労働者の技能レベルを向上させる仕組みを急いで構築しないと産業立国日本の国際的地位の低下が進むことが懸念される。

（すずき・ひろまさ 早稲田大学商学術院教授）